

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

人事委員会規則

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 5-1426 (審査課) 1

告示

- 道路の区域の変更 第386号 (道路維持課) 2

人事委員会告示

- 人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定の一部改正 第3号 (審査課) 2

公告

- 落札者等の公示 (税務課) 2
○大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) 2
○大規模小売店舗の変更の届出 (同) 4
○土地改良区の役員の就退任 (農地計画課) 6
(藤岡土地改良区)
○公共測量の実施 (用地課) 6
○公共測量の終了 (同) 7

雑報

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課) 7

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月八日

愛知県人事委員会委員長 入谷正章

愛知県人事委員会規則五十一四二六

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和四十二年愛知県人事委員会規則五十一一)の一部を次のように改正する。

第四条中「歯科医師」の下に「(人事委員会が定める職員を除く。)」を加える。

第六条中「含む」を「含み、人事委員会が定める職員を除く」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛知県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	大里停車場清須線	旧	清須市一場番町173番1地先から同一場土居144番16地先まで	m 6.0	km 0.155
		新	同	10.1～17.5	同

人事委員会告示

愛知県人事委員会告示第3号

昭和52年愛知県人事委員会告示第1号（人事委員会の事務局長に対する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づく人事委員会の事務の一部委任に関する決定）の一部を次のように改正する。

令和8年9月8日

愛知県人事委員会委員長 入谷 正章

第2第6項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 第6条の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

第2第6項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第4条の規定に基づき、人事委員会が定めることとされている職員について定めること。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県総務局財務部税務課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

①税務情報処理システム運用連携サーバ等機器賃貸借業務 一式 ②令和8年7月30日 ③東京都千代田区丸の内3-4-1 株式会社J E C C ④59,911,500円 ⑤一般競争入札 ⑥令和8年6月19日

①愛知県e L T A XシステムA S P委託業務 一式 ②令和8年8月3日 ③東京都新宿区西新宿8-17-1 T I S I 株式会社 ④100,437,096円 ⑤一般競争入札 ⑥令和8年6月23日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 代表取締役 横山 英昭
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス前田南店
豊橋市前田南町二丁目18番5ほか
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年4月6日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項			概 要
小売業を行う者	氏名又は名称		株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名		代表取締役 横山 英昭
	住所		福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
	その他小売業を行う者		なし
店舗面積の合計			1,389㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	46台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	20台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	40㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	13.5㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前 9 時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後 9 時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前 8 時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	3 箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前 6 時から午後10時まで

- (5) 届出の日
令和8年8月5日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年9月8日（火）から令和9年1月8日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和9年1月8日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西尾熊味店
西尾市熊味町北十五夜21番1
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年4月6日

(4) 大規模小売店舗の概要

届出事項			概要
小売業を行う者	氏名又は名称		株式会社コスモス薬品
	代表者の氏名		代表取締役 横山 英昭
	住所		福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
	その他小売業を行う者		なし
店舗面積の合計			1,382㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	46台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	20台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	40㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	13.5㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時45分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午後10時まで
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

(5) 届出の日

令和8年8月5日

(6) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(7) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年9月8日（火）から令和9年1月8日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(8) 意見書の提出期限及び提出先

令和9年1月8日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープあいち

名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀25番地の1

代表理事 川端 宏一

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ日進店

日進市栄4丁目1411ほか7筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和8年6月10日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者		
氏名又は名称	生活協同組合コープあいち	変更前に同じ
代表者の氏名	代表理事 夏目 有人	代表理事 川端 宏一
住所	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1	変更前に同じ
その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者		
氏名又は名称	生活協同組合コープあいち	同
代表者の氏名	代表理事 夏目 有人	代表理事 川端 宏一
住所	名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1	変更前に同じ
その他小売業を行う者	なし	同

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため。

(6) 届出の日

令和8年8月5日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年9月8日（火）から令和9年1月8日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和9年1月8日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 大野 恵司

イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

1名（縦覧による）

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール豊川

豊川市白鳥町兎足1番16ほか3筆

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者		
氏名又は名称	イオンモール株式会社	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 岩村 康次	代表取締役 大野 恵司
住所	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	変更前に同じ
その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	1名（縦覧による）	同
小売業を行う者		
氏名又は名称	イオンリテール株式会社	同
代表者の氏名	代表取締役 井出 武美	代表取締役 古澤 康之

住所	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	変更前に同じ
その他小売業を行う者	130名（縦覧による）	121名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

建物設置者の代表者の変更並びに小売業者の名称、代表者及び住所の変更、誤記修正並びに入退店のため。

(6) 届出の日

令和8年8月7日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年9月8日（火）から令和9年1月8日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和9年1月8日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、藤岡土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

退任役員

理事	永田 薫	豊田市西中山町十七屋83
同	太田伊津夫	同 深見町細田260
同	中垣 重治	同 御作町松木平544-1
同	中村 孝雄	同 西中山町稲場56
同	澤田 勝美	同 藤岡飯野町釜下92
同	杉山 善成	同 迫町下切257
同	中瀬 健次	同 西中山町新左屋敷160-5
同	永井 浩一	同 田茂平町柿ノ木田86
監事	永田 力	同 西中山町辻貝戸49
同	糟谷 隆幸	同 西中山町榎前91-1
同	横山 薫	同 藤岡飯野町辻戸1250

就任役員

理事	永田 薫	豊田市西中山町十七屋83
同	太田伊津夫	同 深見町細田260
同	澤田 勝美	同 藤岡飯野町釜下92
同	杉山 善成	同 迫町下切257
同	小出 利成	同 御作町西川966-184
同	渡邊 年廣	同 迫町六反田343
同	中村 孝雄	同 西中山町稲場56
同	中瀬 健次	同 西中山町新左屋敷160-5
同	山田 和男	同 西中山町稲場59
監事	永田 力	同 西中山町辻貝戸49
同	糟谷 隆幸	同 西中山町榎前91-1
同	山内 正行	同 木瀬町居森場283-1

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
豊田市鴛鴨町、渡刈町及び幸町	令和8年9月1日から 令和9年3月19日まで	公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量及び仮B M設置測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
一宮市、犬山市、江南市及び丹羽 郡扶桑町	令和8年9月15日から 令和8年12月25日まで	公共測量（水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県知多農林水産事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
知多郡美浜町大字奥田	令和8年10月1日から 令和9年3月10日まで	公共測量（基準点測量及び水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県海部農林水産事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
津島市鹿伏兎町	令和8年1月5日から 令和8年7月24日まで	公共測量（基準点測量）

雑 報

次の軽油引取税免税証は紛失したので、紛失した日から無効とする。

令和8年9月8日

愛知県知事 大村 秀章

免税証 の種類	用 途	免税証の記 号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の 所在地及び名称	免税証を交付した事務所	紛 失 年月日
ℓ券 100	セメント 製品製造 業	K545189～ K545201	枚 13	令和8年 8月1日 ～令和9 年1月31 日	名古屋市港区明正2丁目249番 地 株式会社山忠三信商事	名古屋南部県税事務所	令和 8.8.17

